平成２２年（フ）第４６８号
奈良県大和高田市大字松塚815番地、前住所奈良県葛城市八川123番地６
債務者　西野　勝也（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地41―202
債務者　上中ゆかり
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
奈良県香芝市今泉65番地の１アコードⅡ450号
債務者　山田　　勝
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
奈良県香芝市今泉65番地の１アコードⅡ450号
債務者　山田　栄子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
奈良県磯城郡川西町大字下永1292番地の４
債務者　喜多　伸二
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
鳥取県境港市外江町1754番地１　コーポマリノス202
債務者　都田　映夫
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８２６号
広島市南区東雲２丁目15番38―207号
債務者　青井　薫生
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８７号
広島市佐伯区千同１丁目17番19号
債務者　高浜　洋子
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８８号
広島県山県郡安芸太田町大字加計4688番地８
債務者　栗栖　　忠
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９３号
広島県東広島市志和町志和堀785番地
債務者　谷川　保夫
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２０号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―901号
債務者　本多　雪生
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２５号
広島市安佐南区東野１丁目20番60―101号Ｂ
債務者　玉澤　隆義
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２６号
広島市安佐南区東野１丁目20番60―101号Ｂ
債務者　玉澤　弘美
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５１号
広島市東区光町１丁目６番30―305号
債務者　高野ひろみ
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６７号
広島市安佐北区落合南１丁目18番18―101号
債務者　西原良拓こと　韓　　豊植
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６８号
広島市安佐北区落合南１丁目18番18―101号
債務者　西原　千秋
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７９号
広島県山県郡安芸太田町大字加計624番地
債務者　栗栖さちこ
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部